

第11回長野県地方税制研究会

日 時：平成26年6月18日（水）14時～16時
場 所：長野県庁議会棟3階 第一特別会議室

1 開 会

（秋和税務課企画幹兼課長補佐）

それでは、定刻でございますので、ただいまから第11回長野県地方税制研究会を開会させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の秋和と申します。

初めに、この研究会はこれまでどおり公開とさせていただきますので、よろしくお願いたします。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。

また、本日は、議題となっている「山岳及び高原に係る費用負担のあり方」の取りまとめに向けた最終の研究会となりますので、専門部会との合同開催とさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは開会に当たりまして、太田長野県総務部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

（太田総務部長）

長野県の総務部長を4月から拝命しております太田でございます。本日は、第11回長野県地方税制研究会ということで、青木座長初め皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、お礼を申し上げたいと存じます。

本日の議題でございます「山岳及び高原に係る費用負担のあり方」につきましては、一昨年来、この研究会で検討をいただいております。本日を含めると、この議題につきましては6回の会合を重ねていただいたということでございます。またこの間、上高地におきまして、山岳関係者、あるいは自治体関係者等の皆さまとの意見交換を実施していただくなど、委員の皆様にはこれまで大変ご熱心に議論を重ねていただきました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

前回、12月の際には、今回の報告書の骨子案について議論をいただきました。本日はその骨子をもとに議論を賜りたいと思っております。

本県は山岳県ということもございまして、このゴールデンウィークにも山岳遭難があり、山岳遭難者の救助活動の様子が大きく報道されました。これから夏に向けまして本格的な登山シーズンを迎える中で、山岳・高原に係る費用負担につきましては、県民の皆様の関心も高いものと考えております。

長野県では、今年から毎年7月の第4日曜日、今年は7月27日に当たりますが、この日を「信州 山の日」として制定することを決定いたしました。また、国におきましても、8月11日を「山の日」と定める祝日法の改正が成立したところでございます。本県では、山に親しむ機会の一層の拡大を図るとともに、山岳・高原の魅力を高めて、多くの方々にお越しいただきたいと考えているところでございます。

この研究会は、税の専門家の方々を中心にお集まりいただいたわけですが、議論の中身は税の話にとどまらず、今後、長野県が目指す山岳高原観光地づくり全般に向け

て、大変大きな意味があるものと考えております。本日はよろしくお願い申し上げます。

(秋和税務課企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。本日、研究会委員の白戸委員さんと水本委員さん、また専門部会委員の半谷委員さんと宮崎委員さんが都合により欠席されております。欠席された委員の皆様からは、本日、お手元にお配りしております報告書(案)について、事前にご覧をいただき、記載内容について了解をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

もう一つ、本日お配りした資料についてですが、参考資料の2-1、2-2につきましては、傍聴の皆様、マスコミの皆様には、概要版のみをお配りさせていただいております。委員の皆様には、概要版と合わせて、「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり構想」と「山岳遭難の現状と今後の防止対策について」という、先に県で公表した資料を添付させていただいておりますが、説明は概要版により行わせていただきます。

ただいまの資料が必要という方には、研究会終了後にお渡ししますので、事務局まで申し出ていただければと思います。

それでは、これより会議に入らせていただきます。会議の進行は、研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしくお願いいたします。

3 会 議

(1) 報告書(案)について

(青木座長)

委員の先生方、お久しぶりになってしまいまして大変申しわけございません。今、総務部長からもご紹介がありましたように、この山岳・高原の魅力を高める税制という知事からのご依頼、本日、いよいよ、ようやくですけれども、取りまとめの最終回を迎えることができました。この間、約3ヶ月ほど延びてしまいました。私の体の不調もあり、少し間延びをしまして、大変申し訳ございません。ご心配をおかけしましたことをおわびしつつ、ようやく取りまとめに至りまして、この間、事務局の皆さんにも、そして委員の先生方にも、今からご説明を申し上げる報告書の内容について、かなり細かな修正、訂正、追加等々のご意見をいただきました。心より感謝申し上げます。

本日まとめさせていただいたものについては、前回、12月に委員の先生方からいただいたご意見、あるいはご確認いただいたところと大きな変更はございません。ただ、その時点でも、まだ多少の積み残しといたしますか、意見の食い違う部分もございましたので、それも含めて、特にまた、堀越委員からは後ほどお話いただければと思いますけれども、そこも含めて、できる限り含められるような文章にしてございますので、後ほどまたご意見を頂戴できればというふうに思います。

報告書の内容については、おおよそ委員の先生方、あるいは専門部会の先生方も含めてご理解いただいているところかとは思いますが、マスコミの方々は、いつもいらっしやっている方と、新しくお目にかかる方といらっしやるようですので、私の方から改めて、考え方をご説明させていただければと思います。

それともう一つ、この間、延びている間に、3ヶ月、4ヶ月の間に、これは報告書の付記の部分になりますけれども、先ほど総務部長からお話のあった「山の日」ですとか、あるいは与党自民党の方で今動いていらっしやる、自然公園における「入域料」みたいな報

道もありましたので、その部分。さらに言いますと、昨年12月の時点では、少し先行きの分からなかった県の世界水準の観光地づくりの内容ですとか、あるいは民間の山の関係者、あるいは自治体、市町村の方を含めた山岳環境連絡会について、この間に少し姿が見えてきた、あるいは展望が見えてきたところがございます。そこについては、私が概要をご説明した後で、それぞれ関係課からご説明をいただいて、それも含めて、報告書について、先生方のオーソライズをいただけるかどうかというところのご相談をさせていただきたい、というのが本日の議題になっております。会議次第の2番目のところに入っているのはそこになります。(2)の『最近の「山岳・高原」を巡る動きについて』というところが、今申し上げたところになります。

まずその前に、12月の時点で骨子をご確認いただきました報告書でございます。委員の先生方、報告書(案)、まだ案がとれておりませんので、案のところの1枚おめくりをいただいて、目次のところを追いつつ、必要な箇所はおめくりいただいてご確認をいただければと思います。私の方からは、構成と概要ということでお話をさせていただきます。

大きく分けまして、4章立てということになっております。第1章のところ、今、総務部長の方からも、税に限らず議論したというご紹介をいただきましたけれども、いつもながら、やはり税ありきという税はあり得ないことでして、必ず何か政策課題があって、その中で税というものがどう位置づけられるのかという話ですので、むしろその政策のことも含めて報告書にきちんと書いておきたい。なぜこういう検討、あるいは知事からのご依頼が出てきたんだろうかという事情のご説明、それが第1章のところになります。山岳・高原の保全の意義と現状というところになります。

ここについて言いますと、少し手前みそ、宣伝ぽくなるんですけども、やはり日本中で、これだけ山岳を抱えて、多くの道府県が山を持っているにもかかわらず、この現状と行政の関わりについて、なかなか、日本全国どこでもあまり真剣に提起されている様子がないということです。ぜひこの部分は、長野県が先陣を切って少し検討させていただいているということで、他の県の皆さんにもご参考にしていただければなというふうに思います。それが第1章の現状。そして第2章のところ、費用負担のあり方の検討ということで、この部分が、今、申し上げたような、なかなか日本中でやられている部分が少ないんだろうなというふうに思っております。この現状と課題、そして費用負担のあり方を検討することによって、知事のご依頼である、幅広い議論がどうできるのかというところになります。

具体的に申し上げますと、第1章のところは飛ばしますけれども、第2章のところ、山岳・高原に関する費用負担の現状というところで、この我々の研究会、専門部会の審議をすることになった、あるいは知事からのご依頼があったそもそものきっかけの一つである長野県版事業仕分け、この話から始めております。それと同時に次のところでは、これは、特にメディアの方々が大変に注目をされて、私どもにも質問が押し寄せておりました富士山の「入山料」、あるいは富士山との違いは何なんだろうかとこのところについて、(2)に書かせていただいております。

さらに(3)のところ、法定外税によって環境保全、あるいは山の維持と活用というところの関係がどうなんだろうということについて書かせていただきました。これが後の、次の第3章につながっていくというふうに思ってください。(4)が県民のアンケート、(5)が、これ、我々、机の上だけで議論してはいけないということで、先生方にもご無理を申し上げて上高地までお出向きをいただきましたけれども、山岳関係者との意見交換でどういふご意見を頂戴したのかというところを書かせていただきました。ここまでが前振りの部分です。

いよいよ本題が第3章というところで、第3章、まずは、我々の最初の課題になっていた、括弧つき、これも堀越委員の方からは括弧をつけるのはいかがかというご意見もいただいたり、異論はあるんですけども、やはりまとめるに当たって、一人歩きしたくないというのがありまして、一般的な意味で「入山税」というものがあたかもあるかのような表記はやはり避けたほうがよろしいのではないかということで、括弧つきの入山税ということで、「入山税」についての章を作らせていただきました。

その考え方が、山に登る方の負担と、そこから山に登ること、あるいはその施設を利用することの利益との関係でありますので、この部分、相当、先生方にもご意見をたくさん頂戴いたしましたけれども、一つ一つやっぺいこうということで、2番目のところで、費用負担のあり方の検討を4つ、いわゆるメディアの方には4点セットというふうなお話もさせていただきましたけれども、1つ目は山岳遭難救助、2つ目は山岳遭難防止、3つ目は登山道の整備、4つ目は山小屋トイレの整備というところになっております。これを検討した結果として、12月の時点でお認めをいただきましたように、この部分だけを、ちょっと言葉は悪いですけども、分業するといいますか、山の上の方の話として完結をさせて、「入山税」というものが考え方として成立するのか、破綻はないのかというところについての結論として、「入山税」は、考え方、理論としてはあり得ますということになったわけでございます。

ただもちろん、そこで、次の章で留保条件を出しておりますように、当然ですけども、これ、山岳関係者、第1章、第2章のところでもチラチラと触れておりますが、やはり山の行政といっても、現状、あるいは日本中そうなんです、日本中の現状として、山岳関係者の方々の力があって成り立っているのが山の、行政というとおかしいですが、山の整備と維持、登山といったものなので、あくまでも行政が単独で突っ走るようなことではなくて、あくまでも山の方々、山の関係者の方々と協議をした上で、どうすべきかを定めるべきであるということが一つです。

それともう一つの留保点というのが、先ほども山の上の部分だけ切り取るのはいかがなものかというお話をさせていただきましたけれども、上のところだけ切り取っても成立することは成立するんですけども、ただ、山の関係者の方、あるいは意見をヒアリングした県民の方の中にも、山を愛する人だけから入山税的なものを、あるいは負担を求めるといふことはいかがなものかというご意見をいただきました。これは2つの点で、あまり望ましいことではないだろうと。1つは、今申し上げたように、通常の素朴な感情として、山好きの人だけの世界で完結する部分だけで費用の負担を考えていいのかということと、もう1つは、2番目は行政として考えたときに、行政というのは幅広く、税金というのは志向性なく使ってやっているわけですから、その志向性と言いますのは、つまり誰にどういう利益がいつているか分からないまま、分からない形で使っているのが税金ですので、これを山の上のところだけ切り取ってしまうと、ひょっとしたら他の、行政として税金を使っている部分とのつり合いが壊れる可能性もあるのではないかという意味での2番目の疑問、留意点ということになります。

ですから、もう一回繰り返し申し上げますと、この「入山税」、山の上の方だけでも成り立つわけですけども、現実として、やるということになると、かなり留意をしなければいけない、考え方としても留意をしなければいけない。それは、上だけ切り取っていいのか、悪いのか、どうなのかという点でございます。

したがってそうしますと、望ましいのは何かと言いますと、第3章の4のところ、「入山税」から「山岳・高原の魅力を高める税」、これが知事からご依頼をいただいた検討事項になるわけですけども、ここに拡張することについてはどうなんだと。この報告書の結

論部分は、実はこの部分でございます。第3章の4、この拡張について、考え方はどうなんでしょうかというところで、ここはもう12月の時点で先生方からご同意をいただいているように、考え方としては成り立つであろうという結論になります。

ただし、ここからが、やはりこの「山岳・高原の魅力を高める税」についても、留保条件といいますか、むしろこちらはもっと大きな条件がつくということになってきて、それが第4章のところ、山岳・高原の保全に対して求められる取組というところになってまいります。中長期的な課題というのが、今申し上げたような山岳と高原の魅力を高める税制をやる上での前提条件ということになってきます。

その時点で前提条件というのは何かということになりますと、一つには、これは第3章の後ろの方から引き続き書いてあるわけですがけれども、やはり先ほどから申し上げているように、税金というのは税ありきではありません。特に、今、我々が検討しているように、法定外の目的税、目的を持って税金を作りましょうという場合は、余計に、むしろその目的に向けて行政がきちんと、利用者、もしくは関係者に利益を与えられているのかどうか。あるいは利益を与えられる条件が整っているのかどうか。これが法定外目的税の根拠になるだろうと。つまりもう少し平たい言葉で言いますと、きちんと世界水準の観光の環境、山・高原を中心とした世界水準の観光地としての条件が担保されているのであれば、この費用負担のあり方というのは正当化されるけれども、それができない現状で、いわば空手形、夢物語の段階でこれを実行することは、望ましいことでもなければ、正しいことでもない、と。

したがって、早急に世界水準の観光地、特に報告書の中でも触れておりますし、先生方からもご意見をいただきましたが、滞在型の観光地。特に来年以降、新幹線延伸の話があって、長野を通過してしまうのではないかとということも含めて考えると、できるだけ早急にこの滞在型という、ヨーロッパでなじみのあるような、あるいは日本人のかんりの部分の方もあこがれとともに想像をされていらっしゃるであろう、我々が思っているところの滞在型の観光地として、きちんと県が行政を行い、それに必要な費用を分担していただく。当然、そこに滞在する方々に対しては、きちんと県の行政を通して利益が行くという、こういうものが満たされる条件になった場合には、この税金はすばらしい、いい税金になりますよということが留保条件になるわけでございます。これが一番大きな留保条件、中期的な課題ということで。

ただ、もちろん忘れてならないのは、先ほど「入山税」のところでも申し上げたとおり、この「山岳・高原の魅力を高める税」についても、当然、これは県が単独でということでは全くなくて、当然、一番大事なのは山の関係者の方々、そしてさらには地元の市町村の方々。この方々と、地域的に最も望ましい政策、やはり何だかんだいっても、長野県、広うございますし、大きく分けて3つに分けて語られることも多い。それぞれの地域でやはりそれぞれの特色があるわけですから、この条件整備においても、税金屋の我々が申し上げることではないんですけれども、地元の皆さんとの協議は留保条件の一つですよということは、申し上げざるを得ないということで書かせていただきました。

これが中期的な課題なので、中期的な課題というからには、すぐにはできないということなので、追加で出てきているのがこの短期的な課題ということで、これについても去年の段階で先生方にお認めをいただき、かつ、本日ご欠席ですけれども、白戸委員からは、やり方についてもかなり具体的なよいアイデアも頂戴をいたしましたし、担当部局で多分できると思いますので、我々、そこまでは書き込みは避けましたけれども、できるだけ前向きに、積極的に、この協力金の普及を図っていただきたいというのが短期的な課題で、この寄付、あるいは協力金を使って、ぜひとも今申し上げたような滞在型の世界水準の観

光地を作っていたきたいということになります。

あとこの報告書の前と後ろに、前のところは動機についてですが、特に「おわりに」のところで、かなり強い口調になっておりまして、やや例外的な口調になっておりますけれども、今、私が申し上げたような、この報告書は、世界水準の観光立県に向けた、知事並びに関係部局への叱咤激励であるというような言葉も入れさせていただいているところであります。

さらに、付記のところで、冒頭申し上げたような、自民党が議員立法で、今、作ろうとしているという報道がなされている「入域料」、国立公園内だと思っておりますけれども、その話と、もう一つは「山の日」について、簡単に触れさせていただきました。現時点では何か判断する材料がありませんので、あくまで付記という形にさせていただいたという次第でございます。

以上が概要になります。ちょっと長くなりまして大変申しわけございません。講義でこれだけしゃべると学生は寝てしまいますけれども、お許しください。さらに先生方からのご意見もしばらくお待ちいただいて、議題の2の方をやってから、あわせて全て、ご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

(2) 最近の「山岳・高原」を巡る動きについて

(青木座長)

次第の(2)、「最近の山岳・高原を巡る動きについて」ということで、4点ほど事務局からご説明をいただきたいと思っております。まず1つ目が「信州 山の日」の制定について。2番目が、我々が一番強く願っております「世界水準の山岳高原観光地づくり構想」について、これがどうなっているのか。我々の大変関心のあるところですので、ぜひ教えていただきたいということで。それと3番目、これも我々の報告書の中核部分に該当しますが、これも、「山岳環境連絡会」について、進行状況はいかがなものかということでもあります。最後に「ふるさと信州寄付金」、いわゆるふるさと納税寄付金及び自民党の「入域料」について、税務課の方で把握されている情報を教えていただければと思っております。それぞれ簡単に、簡潔にご報告をお願いいたします。まず、「信州 山の日」について、森林政策課からお願いいたします。

(丸山森林政策課課長補佐兼企画係長)

森林政策課企画係、丸山と申します。よろしく申し上げます。参考資料1をご覧ください。「信州 山の日」の制定について、ということでございます。

まず3の現状及び課題のところをご覧ください。長野県は全国有数の山岳県でありまして、全国1位と言われる、3,000m級15座を有しております。森林面積におきましては、全国第3位の広さということで、森林県ということも言えると思っております。そういう強みを持っているわけではございますが、ニホンジカによる貴重な高山植物等の食害とか、また先ほど来お話のあった山岳遭難者の増加といったような課題も抱えております。そのような課題がある中、「しあわせ信州創造プラン」という5ヶ年計画の中で、魅力ある山岳高原観光地づくり等々を進めていくと、そういう中で本県の山の魅力や価値を再認識していこうというところでございます。

そういう現状を受けまして、さらに山に対する県民の意識を高めていこうということ、平成25年度、検討経過という2番のところになります。1年かけて集中的に「山の日」について検討いたしました。県政モニターということで、約1,200人のモニターの方々にア

アンケートをしたところ、900名弱の方から回答がありまして、約7割の方が「山の日」に賛成だという結果もいただきました。それらを受けまして、庁内に連絡会議を設けるとともに、有識者として、山小屋の方々、また学識経験者の方々、市町村の方々など、20名ほどのメンバーで「長野県『山の日』懇話会」という会議を設置しまして、検討を重ねたところでございます。そういう中で、9月19日に「山の日」に関する県の考え方を公表させていただきます。広く県民、また市町村の皆様のご意見を伺いました。

今年の2月7日には、「信州 山の日」制定骨子ということで、公表したところです。制定の趣旨は、山に感謝し、山を守り育てながら活かしていく機運の醸成の機会としたいというものです。名称は「信州 山の日」。期日は、7月第4日曜日を「山の日」としたいというものです。特徴的なところとしまして、「信州 山の月間」というものも定めたいというものです。期間は7月15日から8月14日までの1ヶ月間というものです。

裏面、2ページをご覧くださいと思います。制定骨子の詳しい内容について記載してございます。特に3番、期日のところをご覧くださいければと思います。なぜ7月第4日曜日かというところですが、長野県にあっては、一番天候が安定してくる時期、また、子どもたちが夏休みに入る時期ということで、広く山に親しめる時期になってくるということ、また「山の月間」につきましては、本県の特徴である、南北に長い、また高山から低山までであるというようなことを踏まえまして、山に親しむ期間を1ヶ月間設けたということです。

このような中で、3ページをご覧ください。「山の日」の制定に関しまして、特に情報発信からの取組です。これまで、制定年ということで、ポータルサイト、県のホームページに専用のサイトを開設したり、また、そこを通じてPRを図っています。また、さまざまなメディアの方とも連携しまして、一部では山の講座を開催していただいているという状況です。また、先日、「山の日」の50日前ということもありまして、県の植樹祭の後、カウントダウンイベントということで、県民の皆さんに参加いただきまして、キックオフのイベントを開催したところでございます。

いよいよ7月ということで、7月27日、本年、初めての「山の日」なのですが、この日を迎えるに当たりまして、制定記念行事の開催を計画しております。また、7月15日から8月14日を集中的にPRする期間ということで、記念切手の販売、また、しなの鉄道とタイアップして観光列車においてPRをさせていただくという、そんなことを計画しております。

最後に4ページをご覧ください。8月11日、祝日「山の日」の関係でございます。国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案ということでまとめています。8月11日、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日ということです。ちょうど「信州 山の月間」の期間中でもありまして、「信州 山の日」とこの日をあわせて、長野県では山を盛り上げていきたいと考えているところです。以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。それでは、次に第2、第3番目、ある意味、非常に興味を持っているところですが、まずは山岳高原観光課の方から「世界水準の山岳高原観光地づくり構想」について、ご説明をお願いいたします。

(小野山岳高原観光課課長補佐兼山岳高原観光係長)

こんにちは。私は観光部山岳高原観光課の小野と申します。よろしくお願ひいたします。それでは私の方からは、「世界水準の山岳高原観光地づくり構想」について、それから「山

岳遭難の現状と今後の防止対策」について、参考資料2-1、2-2、この概要版で説明をさせていただきます。

まず初めに参考資料2-1、世界水準の山岳高原観光地づくりの構想についてでございます。この構想につきましては、昨年度、有識者5名の方からなる研究会、それと市町村の方を含めまして、都合6回の研究会を開催し、議論を重ねてきたところでございます。

まず初め、A3の左上のところですが、長野県が目指す「世界水準の滞在型観光地」ということでございます。世界水準の観光地と言いますと、スイスのツェルマットですとか、カナダのウィスラーといった地域がありますが、決してそういう地域をまねするのではなく、長野県らしさ、そういうものを兼ね備えて世界水準に進めていこうというものでございます。

そこに4点ございますが、長野県が目指すものとしたしましては、「地域の本質的なもの」がコンセプトとして確立している、コンセプトに基づいた「独自の価値」が提供されている、世界の観光市場の中で認知されている、マネジメント体制が整っている、という、この4点が必要ではないかという議論になりました。この4点を兼ね備えている、または少し頑張れば兼ね備えることができるだろうという地域をモデル地域といたしまして、その地域を重点支援地域としまして重点的に支援し、そこを引き上げることによって成功事例をつくり、その効果を県内に広めていこうというものでございます。

広げるに当たりまして、基本的な県の事業の構成でございます。右側の方でございます。目指す姿のビジョンづくり、これを昨年度から今年度にかけてやっていきたい。2番目としましては、山岳高原観光地づくりの基盤整備ということで、「NAGANOモビリティ」という新しい旅の提案ですとか、おもてなしの推進、中核人材の育成などを行っていきます。3番目としましては、先ほどもお話いたしました、3つの重点支援地域への支援ということで、受け入れ環境整備への支援、有識者の派遣による助言、観光事業者の意識の醸成というようなことを今年度から行っております。4番目としましては、全国的な施策に係る国への提言ということで、長期滞在を促す休暇制度の改革ですとか、規制改革など、こういうものを、国への提言を含めてやっていこうというものでございます。

引き上げる3つの重点支援地域でございますが、先ほど一番初めにお話いたしました4点、これが揃っているであろう、または少し頑張れば揃うだろうというものがある3地域でございます。1つ目が大町市・白馬村・小谷村、北アルプスの地域ですね。外国人観光客でにぎわう、または立山黒部アルペンルート、こんなところから、現在、通過型の観光地になっているもの、ここへ外国人に滞在してもらおうというようなことをやっていこう。それから木曾町については、昔から信仰の山で御嶽山があるんですが、生まれ育った独自の歴史・文化というもの、中山道の宿場、これらを一緒にして観光地づくりをしていこう。もう一つ、飯山市を中心とする信越9市町村は、来年3月に延伸になります新幹線の新駅、これを核とした自然アクティビティとか、可能性のあるものをやっていこうということで、この重点支援地域の取組をまず成功させて、それを各地域へ波及させていこうというものでございます。

期間につきましては、スタートアップといたしまして、25年度から29年度、これは「しあわせ信州創造プラン」、県の5ヶ年計画でございますが、この計画にあわせたところで、できるだけ成果が出るもの、上がるものというものでございます。その後は波及・拡大ということで、全県に広げていこうというものでございます。

その下の細かい施策展開におきましては、先ほどお話いたしました目指す4点のところをどのようにやっていくか、細かいところをこのように具体的にやっているものでございます。

現在、26年度におきましては、先ほどお話いたしましたように、重点支援地域から受け入れ環境の整備にどのようなものが必要かということで、その支援をしていますとか、重点支援地域、これから具体的にそのコンセプトとしてその地域をどうやって進めていくのかというようなもののビジョンづくり、こういうものを、今年、有識者等を派遣いたしましたところがございます。

それから、どうしても行政とか一方の人だけではまともっていきませんので、観光事業者を中心といたしまして、意識の醸成ということで、地域マーケティング講座というものを開催いたしましたして、意識醸成を図っているところがございます。山岳高原観光地づくりについては以上でございます。

続きまして資料2-2、山岳遭難の現状、それから今後の防止対策について資料をお願いいたします。現状でございます。やはり登山者、平成21年頃から急激に増加しております。昨年度までで40%増ということで、中高年の方ですとか山ガール、男女各世代で増加しております。

それに連れて山岳遭難者数も増加しておりまして、昨年、25年には300件の遭難があったところがございます。年齢層、また、無雪期の登山歴については、そこに示してあるとおりでございます。

ここから見えてくる課題でございますが、登山者・遭難者の特徴といたしましては、先ほども申し上げました中高年層の登山者が多いこと、また、この経験の少ない方が多いということ。それから遭難は他人事だというようなことで、自分なりの危機意識というものが欠如されているということが多いかと思えます。それから昨年、中央アルプスの方で痛ましい事故があったわけですが、外国人の登山者も最近では増加している。それと春山の遭難事故が多発。これは、春山と言いましても、5月、これは山の中ではまだ冬でございまして、天候が急激に変化するともう冬山に逆戻りしてしまうと。その関係で、幾ら里が春であっても遭難事故が多発しているという状況でございます。

山岳遭難防止対策に係る課題でございますが、やはり情報提供と安全登山の意識の啓発。それからもう一つが、山域、または登山口での登山者への直接指導。それと登山道・案内標識というようなものが課題になっているかと思えます。

それぞれの課題に対してどのようにしていくかというのが、3番の方向性のところでございます。主なものについてお話ししますと、1番目の情報提供と意識啓発のところですと、やはり自分の力量、体力を見きわめていただいて、それに伴った登山計画を作成していただく。そのための支援といたしまして、山岳ルート別の難易度の作成、現在、これ、作成中でございます。もうしばらくで公表できるかと思うんですが、そういった表を作りまして、自分がどのような体力、または難易度のところの山は登れるんだというようなことを示していきたいと。

それから登山口におきまして、遭難のリスクマップという、リスクをリアルにということで、これからあなたが登るところはどこで遭難があった、というようなことを地図で示してきちんと理解をしていただく、こういったことに取り組んでいるところがございます。それから、やはり山域での直接指導、また、自己責任の原則、やはりこれはもう周知をしていくしかないということで、都内の登山店でのPRなどを行っているところがございます。

それから環境の整備といたしまして、これにつきましては、我々山岳高原観光課だけでできるものではありませんが、登山道の整備、それから標識・案内板の設置、これ、不十分なところもありますので、設置・修繕をしてまいりたいと考えているところがございます。

それからこのときに少し入山規制の検討もしたんですが、現在、その理由にあります①から③、山域が広範囲で状況が異なり、期間・区間の設定が難しい。それから隣県との関係で隣県の登山口からも入山が可能である。それから山菜採りなどの登山と類似した行為との区別の問題があるというようなことで、入山規制というものは、実効性、公平性について難しいところがあるという報告をもらっているところでございます。登山については以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。遭難救助、防止のところも、当然、我々の関心事なんですが、むしろ最初の方、本日の会議とすると、より最初のところの観光地づくり構想、概要のところ、A3紙の下の方になりますけれども、事業、これでもまだかなり抽象的なところがございますけれども、将来的に、もし税の検討ということになりますと、この一つ一つに対して、今、我々、オーソライズをしたような「山と高原の魅力を高める税」が充当できるのか、できないのかという区分けをしていくことになって、充当できないとなると、できないようなものは何か、新しい税を入れるべきところは何か、新しいところを入れたいというのは、つまり今までの一般財源を使ってやるべきところは何かというような仕分けをしていくことが、将来的な課題としては出てきて、本日は、まだそこまでは我々の報告書に申し上げませんが、この部分が大事だということをご記憶ください。

それでは自然保護課の方から、この協力金、あるいは寄付金の使い道を検討していただくということで、我々、大いに期待をしております、山岳関係者と市町村と県との合同の連絡会、山岳環境連絡会についてご説明をいただきます。お願いいたします。

(佐藤自然保護課課長補佐兼自然公園係長)

環境部自然保護課の佐藤と申します。参考資料3をご覧ください。今までのこちらからの説明の中にもいろいろございましたように、今年度、いろいろな意味で山が注目を集めていると、そういうような年になっております。そんな中、そのベースであります山岳環境の保全と適正利用というのも、より一層重要になってくるというようなふうを考えております。そういった中で、先般、5月28日に、県下の行政機関、環境省、林野庁、関係する市町村、あと山岳関係者ということで山小屋の団体の皆さん、あと遭対協の皆さん、あと有識者ということで、信州大学の先生方等にもお加わりいただきまして、第1回山岳環境連絡会を開催いたしました。

この山岳環境連絡会につきましては、基本的に目的としておりますのが、山岳環境の保全と適正利用のあり方を明確にしていこうということをございまして、下の方に概要としてざっくり書いてございますが、ゆくゆくは山岳環境の保全と適正利用に係る方針を策定していきたいと。考え方としましては、大きな話としては、先ほど来話題になっております登山道の関係、あと山岳地域のトイレの関係等について、大きな課題になってくるというふう考えております。内容としましては、例えば環境負荷の少ない登山道、もしくは環境に対する悪影響が少ないトイレのあり方、それに対してどういう考え方を整理した上、どういうふうに整備・維持していくかというようなことを検討していくことになろうかと考えております。

4ページをご覧ください。この山岳環境連絡会につきましては、長野県下、ご承知のとおり、周り中が山ということで、非常に広いところに山があり、そうした中で、各山域ごとに自然条件も違いますし、山に対する関わり方も随分違うということで、一気に県下一本で大方針を示すというのはなじまない可能性が高いといったご意見を事前の準備の段階

でいろいろな方からいただいております。そういった中で、今回、ここでじっくりと10の山域に分けてありますけれども、この10の山域におきまして、その山域で山岳に関わっていらっしゃる行政機関、関係者の皆さんを集めさせていただいて部会を設置した中で、その方々の意見もいただきながら、最終的には県としての方針をまとめていきたいというふうに考えておるところです。

次のページにスケジュールということで書いてございますけれども、下のほうの表、5月28日に第1回の連絡会を開催いたしまして、今現在、それぞれの山域の関係者の皆さんに、部会を作るに当たってどのような方々をお招きするべきか、どのような組織として立ち上げるべきかといったご意見をいただきながら、現在、部会の立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

今後、部会の中で検討を進めながら、地域ごと、その山域ごとにおける山岳のデザイン的なものを、それぞれ共通認識という形で合意形成する中で、その山域のデザインに向けて、どう整備をしていくべきか、整備をしないということも踏まえながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。先ほど来、座長さんの方からもお話がありましたように、協力金云々というお話もいただいておりますが、その議論については、まだまだそう簡単にはとっつけない、その前段の前段の前段ぐらいのところを今やっているというのが実情と考えております。以上です。

(青木座長)

できるだけその前段を一つずつ早急にとっていただけるとありがたいと思います。引き続き対応をお願い申し上げますということです。

それでは最後の第4番目です。「入域料」とふるさと納税について、簡単に教えてください。お願いいたします。

(林税務課長)

税務課長の林でございます。私の方から2点ほどお話をさせていただきたいと思っております。一つはふるさと信州寄付金ということで、参考資料4-1でございます。この制度、ご存じのとおり、ふるさとに対して貢献や応援をしたいということで、寄付をしていただける方に税制上の措置を講ずるということで始まったものでございますが、県でもこれを進めておるところでございます。2にありますように大きく伸びてきているところでございます。これまでイベント会場とか、県人会とか、同窓会とかでPRを行ってきておりますが、25年度からは、寄付をいただける方にぜひお礼もしたいということで、そのお礼の品を充実したところ、非常に大きな伸びを示したところでございます。

お話をしたいのは、その寄付金でいただいたものの使途でございますが、各寄付者の方に希望を募っております。25年度につきましては、その下段の3にありますように、一番多いのが、観光地美化、沿道の景観づくりというようなところに多くの希望をいただいたということでございます。

1枚おめくりをいただいて裏面になりますが、26年度は、実はこの寄付金のテーマを「信州の山 新世紀元年」ということで、県の進めておりますテーマに合わせてテーマ設定させていただいているところでございまして、これによってより多くの寄付をいただけたらなということやっておるところでございます。ちなみに活用先ということで、美しい山岳環境の保全とか、登山の安全対策、山岳高原観光の推進というようなことを設けさせていただいております。現状、4月だけの実績をそこに載せてございますけれども、下の方ですが、1番は美しい山岳環境の保全ということで、多くのご寄付をいただいております。

山岳関係の用途希望というところで、件数としますと68%くらいになります。金額でいきますと、全体1,000万円のうちの約半分をこんな用途に使っていただきたいという希望をいただいております。県では、こういった寄付を一定期間まとめまして、各部に配分をしまして、それぞれ希望者、寄付者の希望に沿って事業化してもらおうということによっておるところでございます。

もう1点、入域料についての新聞報道がございましたので、ご紹介をしたいと思います。入域料につきましては、今年の5月に、報道の情報しかございませんけれども、政府自民党で、地域の自然環境を守るために、自治体が観光客から入域料を徴収して保全費用に充てることを認める法案を検討中であるという報道がなされたところでございます。登山道の整備、トイレの整備にかかる費用について、これを誰が負担するのか、どう負担するのかということについて、頭を悩ましておるところでございますが、この法案で、地域の自然環境の保全とか、持続可能な利用の推進ということで、これまで行われております公的な資金を用いた取組に加えて、利用者による負担とか、民間団体等が寄付を募って土地の取得とか管理とかを行う、いわゆる民間資金を用いた地域の自発的な取組が促進されるということで検討が進められているというふうに聞いております。

この法案が成立すれば、利用者に負担を求めることについて、法的な根拠が整備されることになりまして、自治体としても進めやすいところがございます。まだまだ制度の詳細が見えておりませんので、また県のほうにおいても情報収集に努めたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。最後のところ、これ、全員の質問なので私の方から伺いますけれども、この報道の後、続報があまり聞こえてこないんですけれども、何かありますか。

(林税務課長)

正直なところ、私どもでも、これ以上のことは、今のところ把握していない状況でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。これ、流れてきて、一瞬、あれと思ったんですが、一月ぐらいもう既に経過しておりますので、ちょっと様子がわからないというのが現時点のところなので、報告書では、最後のところを見ていただければおわかりのように、中身が分からないので現時点で評価できないのと、もう一つは、国が決めると、どうしても全国的、あるいは地域の特性を忘れがちになるというくせがあるので、そこは注意をして見守っていきたいというような書きぶりしております。

(3) 意見交換

(青木座長)

それでは、今、3点、ご説明をいただきました。この点について、委員の先生方からご質問、ご意見ありましたら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、小澤委員、お願いいたします。

(小澤委員)

ご説明ありがとうございました。全体を通じて感じたのは、長野県を世界水準の山岳高原観光地にするために「山の日」を制定したり、もしくは遭難等を防止したりする中で、山岳環境連絡会を作って、具体的な方策を練っていくというようなことなんだろうという理解をいたしました。

今回、「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり構想」の中でも、3つの重点地域を選んで、そこにマネジメントする体制を整えていくと、こういったポイントも今お聞きしました。

そういった中で、長野県が、この世界水準の滞在型観光地づくりに、本気度を示しながら、このような構想をさまざまな面から作っていただいているのも分かりましたが、各担当部署を見ますと、この「観光地づくり構想」については山岳高原観光課、「山の日」については林務部、山岳遭難については環境部、「長野県山岳環境連絡会」については自然保護課。それから、個人的なサービス業ということで観光を捉えると、それについては産業労働部のサービス産業推進室となるのだと思います。そこで、長野県を世界水準の山岳高原観光地にするための県庁内におけるマネジメントといたしますか、どこの部署が中心となって、この事業を進めていかれるのか教えていただければと思います。

(青木座長)

まさに質問したい核心部分でございます。あくまでも県庁でどうやってまとめていただけるんでしょうかということです。お願いいたします。

(丸山森林政策課課長補佐兼企画係長)

森林政策課です。「信州の山 新世紀元年」の取組につきましては、庁内部局横断的ということで、総合的な取りまとめは企画振興部の方がトップになりまして、各部局、関係する取組を連携して進めているところです。私共の方からは、本日、「信州 山の日」の制定ということをお話をさせていただきましたが、こちらについては、林務部の方で行事、またはPR等を行っているという状況です。

それぞれの取組は、総合的に連携しながら進めているという状況です。

(小澤委員)

すみません、森林政策課の方のお答えということなんですが、これを見ると山岳高原観光課が「山岳高原を活かした世界水準の滞在型観光地づくり構想」のご担当であることから全体をマネジメントするのかと……。この世界水準の山岳高原観光地づくり構想の一つに、多分、「山の日」があって、「山の日」というのはその構想実現の一つの手段なんだろうというふうには受け止めているんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

(小野山岳高原観光課課長補佐兼山岳高原観光係長)

山岳高原観光課の小野でございます。山岳高原観光地づくりをどうやっていくのかということについては、私ども観光部の方で所管といたしますか、取りまとめを行っております。各地域においてどのようにやっていっていただくのか、県の事業を使ってどのようにやっていっていただくのか、という取りまとめ等は、こちらの方で行っているという状況でございます。

(小澤委員)

分かりました。いろいろ、それぞれの持ち場、持ち場でやられるということで分かるん

ですけれども、どうしても全体最適といいますか、きっと、どこか全体的に見ているところがないと総合力が発揮できないということもよく聞かれるものですから、もしその辺りの構想が今後あるのであれば、さらにご検討いただくのも必要かとも感じた点ということで申し上げさせていただきました。

(青木座長)

ありがとうございます。今、おそらく小澤委員も含め我々研究会のメンバーとすると、お答えがどうもお腹の中にすぽっと入ったわけではございませんので、この点については、最後に申し上げますけれども、この報告書をおそらく知事にお渡しをする機会があるかと思しますので、その際に、我々、差し出がましいですが、少しご進言という形で、委員からの総意ということで申し伝えるということで、よろしいでしょうか、小澤委員。

(小澤委員)

はい。

(青木座長)

はい、お願いいたします。

(太田総務部長)

総務部長でございます。今年の4月1日付で県庁内、今、小澤委員さんからも話がございました、縦割りを何とかしようということで組織改革がございまして、総務もその一部で動きました。従来の企画部を企画振興部という形に改めまして、そこに総合政策課という名前の総合調整を図る課が出来ました。したがって、これは、山岳高原のことばかりではなくて、それぞれ各部横断的な施策の総合的な取りまとめというのは、その総合政策課で行うということになっております。先ほどからの話が、それぞれ個別の説明から入ったものですから、どうしても縦割りのイメージがあったと思うんですが、全体の取りまとめはそういったシステムで行うこととなっているのが現在の状況でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。メディアの方もいらっしゃいますし、今、一応、ご説明をいただきまして、ありがとうございます。私の方からは、ご説明いただきまして、それも踏まえた上で、やはり、いわゆる行政組織にとっては古くて新しい課題といたしますか、新しくはありませんが、絶えざる課題でございますので。特に我々からは、この半年以上かけて検討した課題については、特に緊急の課題かつ重要な、これからの長野県の行く末を考えるとときに重要な課題と思しますので、くどくなるのは承知の上で、知事のほうには、機会があれば私の方から申し上げさせていただくということにさせていただければと思います。はい、山岳高原観光課の方、お願いいたします。

(小野山岳高原観光課課長補佐兼山岳高原観光係長)

すみません、先ほどのつけ加えになるんですが、「しあわせ信州創造プラン」という長野県の5ヶ年計画があります。その中で、世界水準の山岳高原観光地づくりというのがプロジェクトの中にありまして、観光部長がその総括になっておりますので、誰が庁内を取りまとめるのかということになりますと、その総括マネージャーであります観光部長ということになるかと思っております。

(青木座長)

小澤委員、いかがでしょうか。

(小澤委員)

はい、わかりました。

(青木座長)

よろしいでしょうか。船頭さんが急に増えたのでびっくりしておりますけれども。いずれにしても、そもそも論から言いますと、本当に、税から入ること自体が異例と言えば異例でございまして、これ、本来でいうと、観光、あるいは山、観光、高原、このあたりの政策の方から話が始まって、並行的に税のあり方を考えていくということなんです。たまたまですけれども、事業仕分けがあったものですから、税の方から入って、我々のほうから、ややほみ出た形でこういうことを申し上げている形になっておりますけれども。ただ、誰が言い始めても、多分、正論は正論なので、そのあたりの整理をきちっとやっていただいた上で進めていただきたいなど。

我々、何しろ、考えているのは、別に研究会のメンツも何もありませんので、一つだけ考えているのは、長野県のこれからにとって何が大事かと。となるとやはり、新幹線のこともあるし、あるいはこれだけ山についての注目が集まっている中で、日本有数といえますか、日本で一番山岳県、首都圏にも近い観光地にもなるというところの課題として、今回取り組ませていただいたものが非常に重要だと。ですので、我々、県庁の中の組織は存じ上げませんけれども、やはりこの問題に限っては、とにかく全庁挙げてという、あるいは知事みずから責任を持ってやっていただきたいということは申し上げたいと思っておりますので、委員の先生方はぜひご了解をください。はい、お願いします。

それでは、引き続きですが、何かご質問があれば、今、ご説明いただいたところ、「山の日」、観光、連絡会、いかがでしょう、よろしいですか。我々、ある意味、専門の区別をするとすれば、税の方で解決できることではないので、今の観光部局並びに連絡会をご担当いただいている部局にお任せをする形になりますので、お聞きをしたということなんです。それ以上はちょっと踏み込みにくいところでもありますので、ぜひ我々の真意をご理解いただいて進めていただきたいということです。

それではここで一区切りといいますか、いよいよ本題といいますか、報告書本体の方のご意見、ご質問に行きたいと思えます。冒頭で申し上げたとおり、昨年12月でおおよその合意をいただいているところではございますけれども、改めて事前にお送りをさせていただきまして、文言も含めて、修正するところ、あるいは加筆するところ、訂正するところがございましたら、今、ご意見をいただければと思えます。大変僭越なお願いではありますが、よろしくお願いをいたします。それでは指名をさせていただいて大変申し訳ないですが、まずは左回りということで、高端先生からお願いしてよろしいでしょうか。

(高端専門部会委員)

事前にお送りいただきましたが、正直申し上げますと熟読まではいかず、でも全体は読ませていただきました。

私は専門部会の方ではありますが、今までの専門部会における議論も十分に踏まえていただいて、感謝しておりますというか、とてもよい報告書になっているのではないかと思います。

ます。

そうですね、その上で、ちょっとこの報告書の中身について限ったほうがいいですよ。

(青木座長)

いつものことですが、研究会は自由発言で決して制御はいたしませんので、暴走していただくのも大変にうれしく思います。

(高端専門部会委員)

それではというわけではありませんが、政府与党で議員立法でやろうとしていることとの関係でいうと、この報告書の議論としては、この自民党の方で議員立法で提案しようとしているようなやり方は、特に徴収方法の面で技術的に困難も大きいということ、つまり強制的な税として構築することは難しいというのが、我々の報告書の一つのポイントですよ。また、この自民党の方で出てきたものは、我々の報告書で示しているこの高原の魅力を高める税とも、やっぱり組み立てが違う。一応確認なんですけれども、報告書のこの自民党の今の動きとの関係性というのはそういう感じで理解してよろしいでしょうか。

(青木座長)

これは、私がお答えをしてから、まずは委員の先生方のご意見を頂戴できればと思いますけれども。自民党の中身がよく分からないことは分からないんですが、イメージするところ、狭い地域のところで、その地域に立ち入る観光客の数をコントロールしながら負担を求めようということだろうと思います。ですので、あえて比較をすれば、我々が検討している「入山税」、高さですとか場所が違うにしても、類似していることは類似しているんだろうと思います。

ただ、これをなぜ賛意をもって迎えられないか、あるいは、我々、類似していて歓迎すべきことだというふうに、今、評価できないのはなぜかという、我々はむしろこういう狭い地域でやるのではなくて、むしろ長野県全体がすばらしい観光地じゃないでしょうか。つまりあまり限定しない方がむしろ利用者にとってもいいし、長野県の観光にとっても適切であろうと。あまり狭い地域に限定することなく、むしろ、隣の県と違って、隣のように日本イコール富士山みたいな、狭いところが選りすぐりの長野県ではなくて、むしろ県域全体がすばらしい観光地ですよという意味で、滞在型の観光地になってもらいたいなというイメージからすると、この入域料というのは、多少というか、かなり違和感がある。

むしろこの地域に入るか入らないかというよりも、そこにいて、むしろその広いところを回遊してもらいながら、滞在をしてもらいながら恩恵を受けるというところに着目したいなという、ちょっと違うなと。ちょっと違うなというか、国の方でこれだけルールづくりをするのはいいことなんだろうとは思いますが、長野県の場合には、このルールに乗っかるよりは、むしろ長野県全体の魅力を上げていく方向をとるべきだろうなというのが、私の個人的な感覚です。よろしいでしょうか。

(高端専門部会委員)

はい。

(青木座長)

ありがとうございます。沼尾委員、いかがでしょうか。沼尾委員には、私ができないと

きに大分、文章の方もお手伝いをいただきまして感謝を申し上げます。

(沼尾委員)

まず初めに、この間いろいろな意見が出たと思うのですが、最終的にこのような形で報まとめてくださった税務課の事務局の皆さま、本当にどうもありがとうございました。報告書の案については、基本的には今日の段階で、特段の追加や修正などの意見はございません。

今日、いろいろなご説明もいただきまして、ちょっと気になったことを幾つか申し上げたいと思います。もともとこの検討が始まったきっかけというのは、ここにも書いてあるとおり、事業仕分けの話で、つまり県外からいろいろな人が来て、山を利用して、しかもそれで遭難に遭ったりして、でも、その費用を何で県が負担するのかということだと思えます。今、県内の山に大勢の人が入ってきていますし、さらに、外国人観光客も増えている。長野の山岳高原は観光地として非常に魅力的ですから、これからさらに人がどんどん入ってくる可能性がある。そうすると山や高原の魅力も守りつつ、かつそこに入る人をも守るための費用負担をどういうふうに考えるのかということが、事業仕分けをきっかけとして県の方に問われたということなのかなと、そういう印象を持っています。

そのときに、おそらく県民の多くの方の実感としては、これ、やっぱり外から来ている人たちにも何らかの負担を求めてもいいんじゃないか。そういうことは、多分、率直にあったのだと思います。ただそれを、税を使ってやるかどうかということについては、いろいろ課題はあるとしても、やっぱりそこで何らかの、それが50円でも100円でも負担していただくことによって、長野の山とか高原を守る活動に、その費用負担によって参加できるという、そういうチャンネルというのを用意するということの大切さとか、あるいは県民と県民以外の方の負担の公平性ということもあって、改めてやっぱり山岳高原を守るための費用負担をどう考えるかということですね。今回のこの報告書では、協力金という形では今やれると思うけれども、この先どうするかということは、依然として課題が残るといふくりになっていると思いますが、そのところは、ぜひこの後も引き続き考えていただきたいと思います。

さはさりながら、これ、税としてやるとなると、今度は県の方の、ある意味、覚悟というのが必要になってくる世界です。いわばこの山岳と高原を守るための財源というのを独自の税でとるんだということになるならば、ではそれをどう使うのかということも含めて、あるいは県がどこまで山や高原を守るというところに参画するのかということも含めて、県側の姿勢というのもすごく問われることになると思います。その辺りのところで、県としてどういう形で、そういった責任とか、あるいは参加ということを考えるのか。

ただ、実際にこの間、現地視察においても、山の関係者の方たちは、自分たちである程度守ってきていて、今まで県の方達は入ってきていないので、地域でやれているじゃないかという話もある。そこに県が何らかの形で費用負担をすれば、ではそこで事故が起こったときに、その管理者としての県の責任をどう考えるのか。いわば山や高原という公共空間に対して、行政がどこまでそこに関わるのか、それは地域の負担とか地域で管理をするものなのかということも、大きく問われたと思っています。

その辺りのところも含めて、今日のご説明で、一番印象に残ったのは、この山岳環境連絡会の話です。今、まさに立ち上がったところだということなんですけれども、これだけ外から人も入ってきて、かつその観光地づくりというようなことで、山の魅力を高めるといふことをもしこれから本当に積極的に打ち出していかれるんだとすれば、ぜひこうしたこれまで山や高原を守る活動に参加してこられた方たちの間で、これをどう守り、どう管

理して、どういうふうに費用負担をしていくのかというところの合意を作っていくというところが、地域の公共空間を守るというところの自治の基本だと思いますので、ぜひそこをしっかりとやっていただきたいというふうに感じながらお話を伺いました。

ここで何か合意ができてくると、例えばトイレの整備とか、あるいは登山道の整備について、利用者に一定の費用負担を求めてもいいよねというような話で、それを協力金でやるのか、ここで出ているような入域料みたいなスキームを使うのかということも、多分、出来るようになってくるんだと思いますし、あるいはボランティアで外から来た人に何か労働力を提供してもらおうという参加の仕方もあるのかもしれませんが、そののところを、本当にこれからいろいろな形でこの山岳高原というところを保全して魅力を高めるといふ活動につながると思うので、ぜひ進めていただきたいなと思いつつ、ご報告を伺ったところです。

あとこの滞在型観光地づくりというところで、またこれも県の方で随分いろいろ推進をされているということなんですけど、ちょっと心配になったのは、これ、ちょっと補足の様なことなんですけど、観光地としての魅力をどうPRするかということに強いのは、例えば県外の、東京辺りに本社のあるような、観光関係の大手企業や広告代理店だったりするわけですけども、ぜひ、そうしたところに頼るのではなく、地域地域にいろいろな魅力というのがあって、それは結構、実は地元の人たちが何となく感じているものだったりするんですけど、そういうものを大切にしながら、県民参加型で、何かそういうものを形にして、かつそこから得られるいろいろな成果や付加価値を県の中にきちんと落ちていくような、何かそういう取組もしていただきつつ、何かそれに対して納得して、例えば長野に来られた方が費用負担出来るような、そういう枠組みを作っていただきたいなというふうに思いながらお話を伺いました。

大変感想めいたことで恐縮ですけど、私からは以上です。

(青木座長)

感想どころか、座長を交代していいかなと、今、思ったんですね。メディアの方、ぜひ、報道されるのでしたら今の言葉を拾っていただけると大変にありがたいです。私が立場上言いにくいところを、今、ズバツと言っていただきましたので。途中でも私も申し上げましたけど、やっぱり税から入って税だけで議論をするのは限界、もうすぐに限界が見えますので、その先はやはり県がこれからどうされるんですかとやっていただかないと、我々もこれ以上申し上げにくいんですけども、ただ我々も少し出っ張って言わざるを得ませんよという部分を、今、言っていただきました。当然、我々もこれ、報告書を出す責任がありますので、継続的に注目させていただきたいなと思いつつも、やはりもうボールは投げざるを得ませんので、ということで総括をしていただきました。座長総括として今の録音をもう一回聞いていただけると大変にありがたいと思います。

それでは小澤委員、ご意見並びに何なりとお願いいたします。

(小澤委員)

報告書(案)につきましては、全く異議もございません。参加して議論した内容が非常に克明に、そのとおりにうまくまとめていただいたかと思えます。

議論を振り返って感想等を述べさせていただきますと、当初、税金ということから議論に入ったんですけども、現地を訪れたり、さまざまな関係者の意見を聞くにつけても、やはりこの手の話というのは、税とはダイレクトには結びつかずに、結局、我々が求めているものは、この中にも書いていただいたとおり、「入山税」から「山岳・高原の魅力を高

める税」への拡張ということで、先ほど青木先生の方からもお話があったような、広い意味での長野県の魅力を上げるということだったと思います。それから広くマスコミを通じて、この長野県の山について、広く皆さんに意識づけていただけたということは、これは大きな成果だったのではないかなと思います。

そんな中で、最終的には、今、沼尾先生がおっしゃったような仕組みというのは、きっと必要になってくると思うんですけども、現状においては、短期的な課題として、やはり任意の協力金のような、そうした意のある人が協力する、ないしはボランティアの形でまず取り組むことから始めようという辺りの落としどころは、非常に的確ではないかと、このように思いました。ありがとうございました。

(青木座長)

ありがとうございます。それでは堀越委員、必要であれば改めてご意見をお出しいただいても構いません。お願いいたします。

(堀越委員)

非常によくまとまった報告書だというふうに私は思っております。税の観点から税の立場に立ってどういうふうに考えていくかっていうことも忘れてはならない、そういったことも含まれた意味での報告書だというふうに思っておりますが、やはり山に登る者といまして、この報告書の中で、1点、違和感がございます。

どこかというふうに申し上げますと、3ページの(2)の山岳・高原を取り巻く近年の課題というところです。2行目の「そもそも登山とは、誰もが楽しむことができるものであり」というふうにあります。やはりここの部分、登山を本格的にやる者にとってみると、やはり若干違うのではないかなと。つまり登山を誰もが楽しめることができるその前提においては、やはりそれなりの経験や技術を持って、伴ってからこそ楽しめるものだと思うんですね。ここだけを読みますと、本当にお気軽に誰でも楽しめるものだというふうにとれてしまい、反面、11ページで非常に私も当初からこだわっている遭難救援費用のところなんです。この検討結果のところですね。「登山とは、生命の危険と隣り合わせの山に自ら入る行為であるため」という、ちょっとこう、矛盾したというか、深くこう読み込まないと、あれっというふうに印象を受けてしまうなというふうに思います。つまり何を申し上げたいかと言いますと、やはり山・高原を守るといことと、それから登山といこととは、分けて考えていかなくてはならないのかなと。そこら辺をもう少し踏み込んでもらえるといいかなという感じがいたします。

最後の最後の、私の個人的な反抗ではありませんけれども、やはり基本的には、遭難救援費用のことなんですけれども、ここに、報告書の中には、「一般的な租税を用いて行うことが基本原則であり」とありますけれども、やはりここのところは、自己負担といことを検討していく部分ではないかなと。そこにやはり登山と、それから山岳環境を守るといところの違いが出てくると思います。そこら辺だけが私の中の引っかけりとして残っているところなんです。あとは本当にいろいろありがとうございましたということです。

(青木座長)

ありがとうございます。堀越委員の方からは、常にその部分の、山に登られる立場からのご意見を頂戴いたしまして。ここの部分が、最後の最後までといいますか、意見の折り合いがなかなか難しいところで、どうしても登山というふうに考えてしまって、登山は自己責任といことからいくと、そういうことになり、あるいは類似の話としていろいろ

なケース、いろいろな何かたとえ話も研究会の最中にさせていただきましたけれども。では交通事故、長野県民が東京へ行って交通事故に遭ったらどうするんだろうとか、いろいろそういうお話もさせていただいた上で、いや、それは普通のところだからとってつけな
いと。つまり、今、何を申し上げたいかという、結局やっぱり、登山のところ、特別な
のか、それとも特別じゃないのかという考え方のところが、前提のところでもやっぱり、で
すよね。ここの部分が一つ、大変に引っかかっていらっしやって。堀越委員も、ですから、
例えば救急車の話は理解できるけれども、いや、登山は別なんだというご意見なもので
から、ここをどうしたいのかという、どうすべきかということ。

唯一、今、ご指摘のいただいたところだと、後者の部分、後ろのほう11ページの部分
と、前の方と少しずれているように見えるのは、こういう意見もある、こういう意見もあ
るといふところなので、矛盾はしていないんですけれども。ちょっと前のほうの文章は、
少し甘いことは甘いかなというふうには考えますので、誰でも楽しめるという表現はさ
すがにいかがなものかと思しますので、ここの部分、少し修文をさせていただいて、特別
とは言いがたいかもしれませんが、やはり誰でも軽装で準備もなく来ちゃっていいで
すよというのにはさすがに間違いなので、ここの部分だけは少なくとも修正させていただ
くということでもよろしいでしょうか。

(堀越委員)

よろしいです。

(青木座長)

はい。これ、最終確定をして知事にお渡しする前に、もう一度、堀越委員には見ていた
だこうと思しますので、事務局と私の方でまずは修文させていただいて、その上でもう一
度、文章、このぐらいの直しでよろしいでしょうかということ、ご確認をいただきます
ので、ご理解をください。

ありがとうございます。今のところ、なかなかこう、多分これ、日本中で同じように、
みんながこの意見の違い、価値観の違い、出てくる話題なのかなというふうには思いま
すので、引き続き課題として、我々、税金の専門家も考えていきたいなと思っております。
ありがとうございます。

欠席の委員の方々からは、一応、OKをいただいているということですので、今、先生
方からも、1点だけ留意点を除いて、ご同意をいただいたということでまとめさせていた
だきたいと思っております。よろしいでしょうか。改めてあれば、何か、よろしいですか。はい、
ありがとうございます。

今回、今の残っているその、これからもずっと考えていきたいというふうに申し上げた
ところも含めて、大変難しい課題であったことはありました。単純に考えると、沼尾先生
にさっき要約していただいたように、よそから入ってきて勝手に遭難しているぞというよ
うなことで、きっかけのところを単純に見ると、何かすぐに自己負担という話から出発を
したわけですが、いろいろやればやるほど難しいことがよく分かったというのが今回
のテーマだったと思います。冒頭の方でも申し上げましたが、これ、山を抱える県は、
軒並み全て、日本中、同じ状況ですので、今回、この報告書を出すと、おそらく他の県
の方々がこの問題、つまり山の費用と負担をどうしようかということをご検討される際
には、おそらく一つの参考には間違いなくなるんだろうということで、先陣を切って考え
させていただいたということで、長野県にとっては大変に意義のあったことであらう
というふうに思っております。暑いさなかに山岳関係者の方々には会いに行っていたり、これ

で以上に非常に難しいテーマをご検討いただきまして、どうも大変ありがとうございました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

この報告書、先ほどの確定が済んだ後に、途中でも申し上げたように、おそらく知事にお渡しをする機会を作っていただいて、というふうに思いますので、本日いただいたご意見、特に沼尾先生からまとめていただいたお話を含めて、知事には申し伝えをさせていただきたいと思います。特に「終わりに」のところでも、冒頭から申し上げているように、かなり強い言葉で書いてございます。ぜひ、我々とする、もう税は、先ほど小澤委員もおっしゃっていただきましたけれども、税金云々よりも、やはりこの貴重な山・高原という資源・資産をぜひこれから生かしていただきたい、早く生かしていただきたい。やるやるといって結局やらないで終わるといことだけは避けていただきたい。そこには民間の関係者の方々の力もぜひ入れていただきたい。こういうようなことを申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、予定している議題が終わりましたので、事務局にお返しをさせていただきます。

4 閉 会

(秋和税務課企画幹兼課長補佐)

どうもありがとうございました。閉会に当たりまして、太田総務部長から御礼のあいさつをさせていただきます。

(太田総務部長)

委員の皆様には、1年間にわたり、大変熱心なご議論を賜りまして、本当にありがとうございました。私、この4月からの着任でございまして、この6回目だけ参加させていただきましたが、できれば1回目から出席して、皆様のご意見をしっかり聞ければどれほどためになったかなと、今になってつくづく思ったところでございます。

議論の中でいろいろなお話がございました。税の切り口から入ったわけですが、税にとどまらず、長野県の山岳振興、そういったものをどう考えるかということまで、広く、登山道の整備でございますとか、遭難救助の問題でございますとか、そういった広いご意見を賜りました。また先ほど青木座長の方からお話がございましたように、全国でもこういったものについて、これほど精緻な議論を重ねたというのはなかなかないということで、まさに先駆的な事例になるものと思っております。

特にまた観光面等、県の施策に対しまして、その推進等につきましても、ある意味、叱咤激励もいただいたと思っております。

長野県は今、知事を先頭に、世界水準の山岳観光地づくりを目指しまして、一生懸命取り組んでございます。今回のご提言を、単なる提言にとどまらず、ぜひ今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。

また、先ほど座長からお話がございましたように、座長から知事へご報告をいただくことになっておりますので、ぜひよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(秋和税務課企画幹兼課長補佐)

それでは、これにて第11回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しいところ、ありがとうございました。